

確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等に関する
御意見募集(パブリックコメント)について

令和2年9月30日
厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課

標記につきましては、令和2年7月8日から令和2年8月11日までインターネットのホームページを通じて御意見を募集したところ、29件(法人24件、個人その他5件)の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方につきまして以下のとおりご報告いたします。なお、法人名又は法人の代表者名で提出された意見については提出者を法人とし、また、今回の御意見募集の対象に係る御意見のみ記載しています。

No	御意見等の内容	提出者	御意見等に対する考え方
1	今回の改正の趣旨として「複数の事業主で実施するDBについてガバナンスが不十分であること」等が掲げられていますが、このような判断に至った総合型DB基金の実態について調査された内容(基金数、調査項目、具体的事例、対策内容)等を示してください。	個人その他	
2	意見募集にあたり別紙に示された政令案等の概要において、「Ⅰ 改正の趣旨」で、「DBにおいて① 複数の事業主で実施するDBについてはガバナンスが不十分であること」と断定的に記載されたことについて説明されたい。厚生労働省が公開した文書の中において、「複数の事業主で実施するDBについてはガバナンスが不十分である」と断言されるとなれば、すべての総合型DBに対するステークホルダーの信頼を損ないかねない。それは総合型DBの解散にも繋がりかねない重要なことである。また、日々真摯に基金運営に関わっている多数のDB関係者の意欲を著しく削ぐものである。	企業年金連協協議会	過去の社会保障審議会企業年金部会において、総合型DB基金が抱える課題として、企業間の牽連性がないことから、各事業主が基金の組織運営の全体像や会計の正確性等を適切に把握することが困難、また基金等からの募集により実施事業所となった事業主は、自身が組織の実施主体であるという意識が低くなりがちであるとの指摘があったところであり、「ガバナンスが不十分」との記載はこれを踏まえたものです。なお、このような課題に対応するべく、これまで通知レベルで総合型DB基金の選定代議員の定数規制などを措置してきたところですが、昨年の社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、DBのガバナンスについて、義務を課すのであれば、法令で課すべきとの意見がとりまとめられたことから、今回の改正に至っております。
3	総合型基金の事業の健全な運営を確保するためであれば、改正などなくとも、本来ならDB法第101条、102条等に基づく地方厚生局の指導監督等で十分に行えます。実質的で実効性のある指導監督が出来なければ厚年基金と同じ轍を踏みます(規制、規制では使い勝手の悪い基金制度になるだけで、多くの善良な基金の手足を無用に縛り、一部の悪質な基金への指導監督をなおざりにして、やがて基金の解散・減少、そして一律基金制度廃止へ……)。	個人その他	
4	代議員の定数について、数合わせのために無理に、或いは意識的に、代議員を同じ事業所から何人も選定、互選していることはないでしょうか。このような場合があるとすれば、一部の事業所の都合が優先等されかねず、ガバナンスとして本末転倒ではないでしょうか。実態を把握されていますか。	個人その他	代議員の選定について、「確定給付企業年金の事業運営基準」において、選定代議員については、全ての事業主により選定を行い、互選代議員については、民主的かつ適正に選出を行うことを定めており、こうしたルールに基づいた運用が行われていると認識していますが、仮に不適切な事例があれば、地方厚生局の指導の対象とすることも含めて対応を検討します。
5	代議員就任を依頼しても断られる場合が多く、その結果苦肉の策として1社から数名規模の代議員を選定して人数合わせを行っている基金が多数散見されるが、そうした実態を厚労省は承知しているのか。また、このように1社から多数の代議員を選定することを厚労省は可とするのか見解を問う。	東京金属事業企業年金基金	
6	DB基金は民間法人でもありますので、その活動は法律の範囲内でできる限り自由意志に任せるべきですが、権利を制限し、義務を課してまでガバナンスが必要ということであれば、法律の条文に明示すべきです。また、政令に委任するのであれば、法律に個別具体的な委任事項を明示すべきです。なお、貴課が作成された第19回社保審企業年金部会の資料6の「代議員の選任のあり方に関する論点整理」では、事例として出されている他の法律において、以下のとおり規定されおり、定数を規定する場合は全て法律に明記されているのではないですか。なぜ、DB法では第18、20条はそのままに、法律に個別具体的な委任事項の明示もないまま政令に規定しようとするのでしょうか。法律に明示しないのであれば止めるべきです。1.保険業法第42条第2項→「前項の定款には、総代の定数、任期、選出の方法その他の内閣府令で定める事項を定めなければならない。」、2.消費生活協同組合法第47条第3項→「総代の定数は、…組合員の総数の十分の一…」、3.労働金庫法第55条第3項→「総代の定数は、…会員(…)の数の五分の一…」、4.商工会法第48条第3項→「総代の定数は、…会員の総数の十分の一…」、5.中小企業等協同組合法第55条第3項→「総代の定数は、…組合員の総数の十分の一…」、6.農業協同組合法第48条第3項→「総代の定数は、…組合員(…)の総数の五分の一…」、7.水産業協同組合法第52条第3項→「総代の定数は、…組合員(…)の四分の一…」	個人その他	今回の改正の趣旨は、現行通知により取扱いを示しているDBのガバナンスについて、義務を課すのであれば法令で規定すべきという社会保障審議会企業年金・個人年金部会の意見を踏まえたものであり、法律の委任に基づき政令で規定したものです。
7	代議員定数の変更は、中小企業等協同組合法に基づく総代の定数例など引用して総合型基金に当てはめたものであり、厚労省が主張するとおり総合型基金のガバナンス強化が喫緊の課題であって、かつ代議員数を増やすことで真にガバナンスが強化されるということであるなら、引用元の中小企業等協同組合法がそうしているように、本法の中に堂々と定数の基準を明記すべきではないか。	東京金属事業企業年金基金	
8	現行DB法においては、「規約型」と「基金型」の法的位置づけは区分されている一方、基金型について、財政の基盤や加入事業所の倒産リスクが全く異なっているにも関わらず、企業が単独もしくはグループ企業で設立する「単一・連合型」基金と、同種同業の事業主が共同で設立する「総合型」基金との区分けは行われていない。今回、基金型の中から敢えて総合型を切り出して政省令を措置するということは、厚労省が単一・連合型と総合型の棲み分けを行っていることを意味しており、だとするならば、本来DB法においても単一・連合型と総合型の法的位置づけを明文化するのが筋と考える。にも関わらず、今回DB法には一切手を加えることなく、いきなり政省令でそれも総合型基金に限った形でガバナンスに係る事項を措置するという強引な構成となっており、そうした法的構成自体に問題があるのではないのか。	東京金属事業企業年金基金	

9	AUPについて、費用負担している側の「AUP実施結果報告書」の使い勝手が悪すぎるのではないのでしょうか。これでは不平等な制度です。法制化などとともに、AUPが限定的なものであることの周知と、併せて「AUP実施結果報告書」の利用制限の撤廃をお願いします。	個人その他	AUP実施結果報告書の利用制限については、日本公認会計士協会が定めている、公認会計士がAUPを実施する際に従うべき「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針(業種別委員会実務指針第六十二号)」において、手続の目的等を知らない者に実施結果報告書を誤用されないことを目的として、設けられているものであるため、その趣旨をご理解いただけますよう、お願い致します。
10	事業運営基準及び規約認可基準の規定と本政令案の表現が整合的ではないが単純な記載誤りか。それとも政令改正に合わせて両基準を改正する予定であるのか。	全国建設企業年金基金	政令改正に合わせて両基準を改正する予定であります。
11	事業主の数が30を下回る場合には選定代議員は3人(政令案)とされている。互選代議員と合せて代議員定数は6人となるが、このうち4人が理事であり、理事会の決定がそのまま代議員会の決定となり代議員会が形骸化するが、これについてガバナンスの観点から問題ないと考えているのか。それとも理事が2人ということも容認しているのか。	全国建設企業年金基金	理事会の決定は、理事の過半数により行われ、かつ代議員会の決定は、代議員の過半数により行われることから、必ずしも理事会の決定がそのまま代議員会の決定にはならないと考えております。
12	経過措置として、改正政令の施行日(令和2年10月1日)以後に初めて到来する代議員の任期満了日までに満たせばよいこととするとのことであるが、平成29年11月8日付年企発1108第1号企業年金・個人年金課長通知のただし書き「平成30年10月1日以降の基金の設立時の選定又は代議員の任期満了時の選定から適用する」との関係ではどのようになるのか。また、当該通知のただし書きの規定は改正政令の施行(または9月下旬の交付)と同時に無効となるのか。	全国建設企業年金基金	改正政令の規定は、令和2年10月1日以降初めて行われる選定代議員の選定から適用されます。なお、当該適用日以前の取扱いについては、現行の通知が適用されます。
13	政令案では外部専門家を委員とすることは想定されていないようであるがこの理由は何か。	全国建設企業年金基金	確定給付企業年金法施行令第48条の省令委任に基づき、外部の者が委員会に参加することを可能とする予定です。
14	「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」の「4 資産運用委員会」について、政省令改正内容に平仄を合わせる形で改正が必要と思われるが、今回パブリックコメントがとられていない理由は何か。	全国建設企業年金基金	当該ガイドラインは、平仄を合わせる形で改正予定であり、その改正内容は、今回の政省令改正の改正内容を踏まえたものであることから、パブリックコメントの手続きは取っておりません。
15	「監事が代議員会に事業及び決算に関する報告書を諮るときは」とあるが、このような表現はこれまでの法令・行政指導通知の中にはないと思われる。単に監事意見を付すことを「諮る」と表現したのではないことや会計監査等の導入に伴って取扱いを変更するのではないことは省令改正案の文脈から明らかであるが、監事が代議員会に決算報告書を諮るとは具体的にどのような趣旨なのか。監事の役割については法定事項(DB法第22条第4項及び第5項、DB法第23条)であるため基金事務局と行政当局との間で認識のギャップがあるとは考え難いが、本案文の意図している内容については将来に亘って事業運営に関わる重要な事項と考えられるため明確に示していただきたい。何の定義もなくこのままの文面で省令改正することについて、言葉の綾では済まされないと存じます。	全国建設企業年金基金	省令案においては、「諮る」という表現は使用しておらず、「提出する」としています。
16	会計監査等を踏まえた監事意見書提出の経過措置について、基金の事業年度が4月1日から翌年3月31日までの場合、施行日(令和2年10月1日)から6ヶ月以内に事業年度の末日があるため、当該意見書を付すのは施行日の翌々事業年度である令和4年度決算報告書からという理解でよいのか。また、このような経過措置を設けた理由、翌事業年度(又は翌々事業年度)で統一しなかった理由及び「遅くとも」という表現を使用していない理由は何か。	全国建設企業年金基金	監事意見書を付す時期については、貴見のとおりです。ただし、改正省令の適用前の事業年度の報告書の取り扱いについては、現行の通知に従うこととなります。事業年度は、総合型企業年金基金ごとに設定され、年度(4月1日から翌年3月31日)と異なる場合もあることから、公認会計士との契約やそのための予算を確保するため、施行日から起算して6ヶ月以内に事業年度の末日がある場合には、監事は施行日の属する当該総合型企業年金の事業年度の翌々事業年度の事業及び決算に関する報告書の提出から会計監査等の結果を踏まえた意見を付すこととしています。
17	経過措置適用前の年度(令和2年度)の決算報告書について、会計監査等を踏まえた内容の監事意見書を付すことについては問題ないか。また、問題ない場合、その根拠とするものは何か。	全国建設企業年金基金	現行の通知に基づいて、取り扱うこととなります。
18	監事意見書について、企業年金基金監事監査規程要綱の様式3についても変更が行われるという理解でよいのか。また、変更を行う場合その時期はいつか。	全国建設企業年金基金	様式3については、その適用が総合型基金に限らないものであり、あくまでも記載例であるため、変更を行う予定はございません。
19	ガバナンス改革の主な項目のうち、代議員定数関係と資産運用関係については今回政令で手当てされるが、会計監査等の義務化については手当てされていないように思われる。令和元年7月24日開催の第6回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の資料及び議事録においては、AUPの法令化について言及されているが、今回の改正案では、省令において監事意見書に会計監査等の結果を考慮させる旨の内容を追加するだけであり、これは一定の規模以上の基金について会計監査等が行われることを前提としている。前提であるべき会計監査等の実施義務付けについて政令案に盛り込まなかった理由は何か。形式的では意味がなくなりますがコストだけが増加する代議員定数規制よりも遙かに重要と存するが、この点も踏まえたくうえで見解を伺いたい。	全国建設企業年金基金	監事意見書に会計監査等の結果を考慮させることをもって、AUPの実施を義務づけています。これは、他の法令の規定を参考にさせていただきました。
20	今回の政省令改正内容と直接的な関連はないが、基金のガバナンスに関して確認しておきたいことがある。政令第46条第2項の規定により運用執行理事を置くことが義務付けられている一方で常務理事については法令上設置が義務付けられていない。慣習的に各基金の規約においてその設置根拠があるのみである(規約認可基準にはない)が、常勤であることも求められていない。規約の規定次第では、互選代議員である理事から選出することも可能であると思われる。DBIに関して様々な法令・行政指導通知がある中で常務理事に関する規定が驚くほど少ないが、これらの点を含めガバナンスの観点から厚生労働省としての見解を伺いたい。	全国建設企業年金基金	基金の運営を円滑に進めるなどの観点から、常務理事を置くことも考えられますが、ガバナンスの実効性を高める観点からは、業務フロー等がきちんと定められ、そのフローに則った形で業務が行われるなど内部統制を整備することが重要であり、このような内部統制の状況は、AUPを通じて確認することが可能であると考えております。
21	資産運用委員会について、「事業主又は企業年金基金の理事長若しくは積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事(以下「理事長等」という。)に対し助言するため、事業主(その代理人を含む。)及び加入者をそれぞれ代表する者で構成される資産運用委員会を置かなければならないこととする。」との記載があるが、次の理解でよいのか。 ①資産運用委員会を構成するメンバーとして「加入者を代表する者」を必ず選定するよう規制が変更された。 ②基金型の場合、加入者を代表する者には、加入者の互選により選出された互選代議員が含まれる。	一般社団法人信託協会	①について)政令案において、資産運用委員会を「事業主(その代理人を含む。)及び加入者のそれぞれを代表する者で構成される」として規定しておりますが、構成員については、これまでガイドラインで示してきた資産運用委員会の役割が確保されるのであれば、必ずしも加入者代表を加える必要はなく、引き続き従来どおりの取扱いが可能となります。したがって、これまでの規制を変更させたということではありません。 ②について)ご認識のとおりです。

22	<p>資本関係や人的関係の緊密性がないA社、B社、C社からなる企業年金基金について、A社、B社、C社のそれぞれが上場会社あるいは上場会社の連結子会社の場合には、企業年金基金の年金資産は会計監査と密接になることから、更に企業年金基金を対象とする会計監査等を義務づける必要はないと考えられる。企業年金部会(平成30年4月20日)の資料P.10には、「税務・会計上連結対象となるようなグループ企業の複数事業主で設立されている連合型DB基金の場合には、各事業主においてDB基金の会計上の不正を一定程度把握することが可能と考えられることから、事業主の受けた会計監査の対象にDB基金が含まれるのであれば、更にDB基金を対象とする監査を義務づける必要はないのではないか。」とあり、P.16には「連合型基金の場合は、事業主(グループの場合も含む)が自らの人事制度の一環として、自らが選定した役員を自社の企業年金の業務運営に従事させることから、他社の企業年金も扱う総合型基金に比して不正や誤りに気づきやすい。」と、また「連合型基金の場合、事業主は、企業年金からの給付等の全てを退職給付会計に反映させるなどから、企業年金の不適正会計は直接的に母体企業の経営や評価に影響を及ぼす。」とある。このように事業主の財務諸表に会計監査が適用される事業主で設立される基金には会計監査等は不要と整理されていると考えられる。この趣旨を反映するため、積立金の額が20億円を常時下回る総合型企業年金基金、または下回ると見込まれる総合型企業年金基金に加え、次に該当する基金についても会計監査等の対象外にするべきと考える。</p>	アスティ・フジ企業年金基金	<p>全ての実施事業所が母体企業の会計監査を受けている場合であっても、当該監査において総合型基金の年金資産や内部統制についてどこまでを対象としているかは契約内容次第であり、基金にとって適切な検証が行われないケースも十分想定されることから、対象外とすることはできません。</p>
23	<p>総合型基金の代議員の多くは健保組合の組合議員を兼ねており、加入事業所数が健保組合より明らかに小さい基金の代議員数が健保組合の組合議員数よりはるかに大きいという現行の基準を問題視する方々が大半である。まして現下のコロナ禍の中で100名規模の代議員会開催などナンセンスであり、愚作ともいうべき非現実的な基準の政省令化は撤回し早急に基準の見直しを行うべきである。</p>	東京金属事業企業年金基金	<p>選定代議員数の下限について、事業主の10分の1(事業主数が500を超える場合には50)としていますが、これは総代会の設置が法律上認められている他制度の例を勘案して設定したものです。なお、代議員会については、書面での参加も認められているほか、コロナ禍の対応についてお困りの点があれば、個別に相談されたい。</p>
24	<p>公認会計士等の活用は、社会福祉法人における導入例を参考としているが、そもそも社会福祉法人の負債と総合型基金の年金資産とを同視すること自体に問題があり、また、社会福祉法人の場合はごく一部が対象となっているのに対し、総合型基金は大半が対象となるなど平仄も全く取れていない。代議員の選任基準と同様、現場の実態が全く考慮されていない愚作の政省令化は撤回すべきである。</p>	東京金属事業企業年金基金	<p>過去の社会保障審議会企業年金部会において、総合型DB基金の問題点として、企業間の牽連性がないことから、各事業主が会計の正確性等を適切に把握することが困難であることが指摘されていることから、総合型企業年金基金の会計の正確性を適切に把握するために、公認会計士等の活用の必要があると考えております。</p>
25	<p>いわゆるAUPについては、会計の適正性や妥当性に関して公認会計士による意見表明が行われることのない代物であるにもかかわらず厚労省は効果があると述べているが、一体どのような効果があるのかを示されたい。現実的には無駄な時間と費用がかかるだけで何ら効果はなく、当の公認会計士からもこの程度のAUPはやる意味がないとの意見も出ている。厚労省はこうした現場の実態を承知しているのか。</p>	東京金属事業企業年金基金	<p>AUPは、会計監査とは異なり、保証業務ではありませんが、外部の専門家による確認がなされることで、事業主及び加入者等の安心感が醸成されるとともに基金の会計の透明性が高まること、また外部の第三者による確認がなされるため、基金担当者等の緊張感を醸成するとともに、誤りの発見や不正の防止につながることで、さらには一般企業の内部統制等、多くの内部統制を把握している専門家と意見交換すること等により、内部統制の不備等が是正され、不正や誤りの生じにくい体制が構築されること等の効果があると考えております。</p>
26	<p>代議員に欠員が生じたときは、速やかに補充することが求められている。複数の事業主で実施するDB(総合型DB)においては、実施事業所の数が変動することが一般的である。設立に携わった事業主であっても会社倒産等により実施事業所でなくなり事業所数が減少することもある。また代議員を選出している事業所であっても実施事業所でなくなることもある。今回のパブリックコメントでは、施行令の一部を改正する政令の条文案が示されていないので内容を十分把握することができないが、上記のような実態に対して、「基金の設立時の選定においては設立時または代議員の任期満了時の選定においては満了時の事業主の数」を基準に定めた定数を、仮に任期途中で下回ったとしても、定数変更し該当するような状況である場合には、次回改選期までの間の欠員補充を不要とする取扱いを認められたい。</p>	企業年金連絡協議会	<p>選定代議員に欠員が生じたときは、速やかに補欠の選定代議員を選定する必要があります。</p>
27	<p>平成30年6月22日付で企業年金・個人年金課より発出された「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の改正案に対するご意見募集(パブリックコメント)に対して寄せられたご意見について)において「ご意見等に対する考え方」が示されている。その中で、項番の3、4、5、6の意見に対する考え方の中で、「なお、制度導入後においてもその施行状況等を踏まえて必要に応じて見直し等を行っていきたくと考えています。」と明記されている。この趣旨を省令案に盛り込んでいただきたい。その理由としては、既に2019年度決算から総合型DBのみを対象としてAUPが実際に導入されているが、総合型DBにおいては業務経理に余裕のない基金も多く存在し、AUP実施費用の検出や費用対効果等未だに疑問が残っている。省令に改めて表記することで制度を固定してしまうのではなく、費用対効果等多方面から総合型DBの内部統制に対するAUP導入の効果を検証し、柔軟に対応することが、今後の基金運営を安定的に継続していくうえで重要であると思料するためである。</p>	企業年金連絡協議会	<p>今回の改正は、昨年の社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、DBのガバナンスについて、義務を課すのであれば、法令で課すべきとの意見がとりまとめられたことを踏まえたものですが、引き続きその施行状況を注視していきたくという点に変わりはありません。</p>

28	<p>今回のDB法施行令の一部改正政令第「選定代議員の定数」の要件の内容は、通知で定めている現行の要件を改めて政令で定めるものであるが、総合型確定給付企業年金基金の事業運営に携わる私たち現場の実情が全くといっていいほど反映されていないことは極めて遺憾である。</p> <p>また、通知レベルでは基準に従わない基金が出てくることを懸念してかと思われるが、政令レベルまで格上げして強引に従わせようとするかの手法は、中小企業の事業主が従業員の老後の所得の充実を図るために自主的に設立運営する総合型確定給付企業年金基金制度を普及・育成しようとする血の通った行政の姿とは程遠いものと言わざるをえず、二重の意味で遺憾である。</p> <p>当基金に加入する事業所はその半数近くが従業員10人未満の小規模事業所であることから、基金の事業運営体制は、中小事業主の方々が業界固有の実情を踏まえながら、適正かつ効率的な運営を行おうと知恵を絞り、作り上げてきたものである。にもかかわらず、個々の基金の実情を無視し、今回、機械的に一律の基準によって、選定代議員の数さえ増やせばガバナンスは強化されるといわんばかりの、現場からは理解し難い政令が適用されようとしていることに疑問を感じざるをえない。</p> <p>当基金においては、2017年11月に選定代議員の定数基準が示されて以降、基金制度を検討する委員会において検討を重ね、代議員会においても再三にわたり議論を行ってきた。その結果、2019年10月の任期満了による改選時の代議員数については、当基金のガバナンスを確保するうえで、国の基準に従い代議員数を現行の2.5倍に増員することに合理的な理由は見当たらないとの判断に基づき、すべての事業主とのコミュニケーションを一段と強化するなどの当基金としての独自のガバナンス強化策を多面的に実施しつつ、当面、従前の人数にとどめおくことを決定したところである。</p> <p>一方で、事業主の多くが経営困難に直面していること、当基金の年金資産運用および業務経理がいずれも極めて厳しい状況にあることなどから、個々の基金の実態を踏まえた指導を強く要望するものである。</p>	出版企業年金基金	<p>過去の社会保障審議会企業年金部会においては、総合型DB基金が抱える課題として、企業間の牽連性がないことから、各事業主が基金の組織運営の全体像や会計の正確性等を適切に把握することが困難、また基金等からの募集により実施事業所となった事業主は、自身が組織の実施主体であるという意識が低くなりがちであるとの指摘があったところです。なお、このような課題に対応するべく、これまで通知レベルで総合型DB基金の選定代議員の定数規制などを措置してきたところですが、昨年の社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、DBのガバナンスについて、義務を課すのであれば、法令で課すべきとの意見がとりまとめられたことから、今回の改正に至っております。また、事業主とのコミュニケーションの強化も重要ですが、意思決定の場である代議員会において、代議員として議決権を行使する方が効果的であると考えております。</p>
29	<p>【該当項目】 2. 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令第(2)資産運用委員会を置く必要がある事業主等の要件等について ○常時100億円以上の積立金を積み立てる又は積み立てると見込まれる事業主等に対して、資産運用委員会の設置を義務付けることとする。</p> <p>【意見】 「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(通知)」においては「運用に係る資産の額が100億以上」という表現でしたが、今回の省令第案においては「積立金」と表現されています。</p> <p>「運用に係る資産の額」と表現する場合、その内容は固定資産(信託資産、保険資産)並びに現預金だと考えられる一方、「積立金」と表現する場合はこれらに加えて未収掛金や未払給付金が含まれるとも考えられます。上記のとおり、現行ガイドラインと異なる解釈がなされる可能性があることから、現行ガイドラインの記載どおり「運用に係る資産の額」と記載されてはいかがでしょうか。</p>	一般社団法人生命保険協会	<p>政令で規定するに当たって、案件の基準を「運用に係る資産の額」から「積立金」(＝純資産)に変更していません。これは、資産規模の判定に債務の大きさを勘案することや、AUP等の導入に係る要件との整合性を考慮することを踏まえたものです。</p>